

# 中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 中小企業省エネルギー設備等導入補助金（以下「補助金」という。）の交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）、及びその他の法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

## (交付の目的)

第2条 本補助金は、名古屋市内（以下「市内」という。）のエネルギー価格高騰の影響を受けた事業者の支援及び市内の事業者における省エネルギー対策促進、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、中小企業者等が行う高効率空調設備、太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

### (1) 中小企業者

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号までに規定する中小企業団体をいう。ただしみなし大企業（発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資価額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。）を除く。

### (2) 事業所

市内に所在する事務所、営業所、商店、工場その他現に事業の用に供する施設及びこれらに付随した関連施設をいう。

### (3) 補助対象設備

第4条に規定する省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備をいう。

### (4) リース契約

補助対象設備の所有者である貸主が、当該設備の借主である中小企業者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

### (5) 電力販売契約（PPA：Power Purchase Agreement）

第三者が自己の負担により、中小企業者の事業所に太陽光発電設備を導入し、発電した電力を中小企業者に販売する契約をいう。

### (6) リース契約等事業者

補助対象設備を導入する中小企業者と、リース契約又は電力販売契約を行う事業者をいう。

(7) リース契約等利用者

リース契約等事業者とのリース契約又は電力販売契約により、補助対象設備を自己の事業所に導入する中小企業者をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの設備を事業所に導入する事業とする。

(1) 省エネルギー設備（既存設備に替えて導入する場合に限る）

- ア 高効率空調設備
- イ LED 照明

(2) 再生可能エネルギー設備

- ア 太陽光発電設備
- イ 蓄電システム（太陽光発電設備との同時導入に限る）

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 中小企業者

(2) リース契約等事業者（次に掲げる全ての要件を満たす場合に限る）

- ア リース契約等事業者とリース契約等利用者の共同申請であること。
- イ リース契約又は電力販売契約において、補助金相当分がリース契約等利用者に戻元されること。

(補助対象経費、補助率・補助単価、補助限度額及び補助金の額)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備本体並びに附属設備の設備費及び設備導入にかかる工事費とする。

2 補助率・補助単価、補助限度額及び補助金の額は、別表第1によるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請期限までに補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に、別で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び不交付の決定)

第8条 市長は、前条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不適當であると認めた場合は、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書（第3号様式。以下「不交付

決定通知書」という。)により申請者に通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、交付決定に関し条件を付すことができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、交付決定を受ける前に第7条に規定する交付申請を取り下げる場合は補助金交付申請取下届出書(第4号様式。以下「取下届出書」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、取下届出書を受け付けたときは、前条第2項に規定する不交付決定通知書により申請者に通知する。

(計画の変更)

第10条 本補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業に着手する前に事業計画変更承認申請書(第5号様式。以下「計画変更申請書」という。)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業に着手する前に計画変更申請書を提出できないやむを得ない事由があると市長が判断した場合はこの限りではない。

(1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、事業計画変更承認通知書(第6号様式)により補助事業者へ通知する。

3 市長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する承認に関し条件を付すことができる。

(中止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の一部又は全部を中止しようとするときは、速やかに事業中止承認申請書(第7号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認をしたときは、事業中止承認通知書(第8号様式)により補助事業者へ通知する。

(実績報告及び請求)

第12条 補助事業者は、補助対象事業の完了後、30日以内又は別に定める日のいずれか早い日までに、実績報告書兼補助金請求書(第9号様式)に、別で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、実績報告書兼補助金請求書を受け付けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付額を確定(以下「額確定」という。)する。

2 市長は、額確定をしたときは、補助金額確定通知書(第10号様式)により補助事業者

に通知する。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の額確定の日から原則 30 日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(取得財産等の管理)

第 15 条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後も、補助対象設備を別に定める期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象設備を、補助金の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する処分その他の処分（以下「財産処分」という。）をしてはならない。
- 3 補助事業者は、前項の規定にかかわらず補助事業者の責に帰することのできない事由により別に定める期間内に財産処分をした場合には、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 補助事業者は、定められた期間内に当該対象設備の適正な運用を図る上で必要な管理及び運用に関する変更を行う場合は、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 第 2 項から第 4 項に係る手続きについては、「住宅等の脱炭素化促進補助金に係る財産処分等の承認要領」を準用する。
- 6 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等事業者がリース契約等利用者に対して補助対象設備の譲渡等を行う場合には、当該事項について契約書等に明記すること。
- 7 リース契約又は電力販売契約の契約期間満了後に、リース契約等利用者が補助対象設備の譲渡等を受け、定められた期間が経過した後に当該設備の廃棄を行う場合には、譲渡等を受けた者の責任において適切に行われなければならない。

(交付決定及び補助金交付額の確定の取消し)

第 16 条 市長は、補助事業者がこの要綱に違反した場合、交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項に規定する取消しをしたときは、補助金交付決定取消通知書（第 11 号様式）により補助事業者に通知する。
- 3 第 1 項の規定は、額確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還及び加算金・延滞金)

第 17 条 市長は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、財産処分を承認しようとするときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に返還を命ずることができる。
- 3 前各項に規定する補助金の返還に係る加算金及び延滞金については、名古屋市補助金等

交付規則第 20 条の規定を準用する。

(法人情報に関する事項)

第 18 条 市長が事務の執行にあたり申請者から取得した法人情報は、法令に定められている場合を除き次の目的に使用する。

(1) 補助金交付に係る業務（連絡、資料の送付、補助金の支払、調査、他の補助金に対する重複申請の調査等）

(2) 地球温暖化防止等に関する資料、アンケート等の送付

2 本事業において補助事業者等から提出された交付申請書、実績報告書兼請求書及び添付された書類等は返却しない（市長が必要と認める場合を除く。）。

(補助金の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、補助対象事業の完了した日（第 16 条の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合を含む。）の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(報告・協力)

第 20 条 市長は、補助事業者等に対し報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

2 前項の規定により、市長から求めがあった場合は、補助事業者等は協力するものとする。

(委任)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、中小企業省エネルギー設備等導入補助金交付要領で定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第6条関係）

補助対象設備	補助率・補助単価	補助限度額	補助金の額
高効率空調設備	1/2	200万円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額
LED照明			
太陽光発電設備	5万円/kW	500万円	次の(1)と(2)を比較して少ない方に補助単価を乗じて得た額 (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力合計値 (2) パワーコンディショナの定格出力合計値
蓄電システム	3万円/kWh	60万円	蓄電容量に補助単価を乗じて得た額

※ 補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。